

中間財務諸表

平成22年度中間期（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）、平成23年度中間期（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受け、適正である旨の中間監査報告書を受領しております。

科 目	平成22年度中間期 (平成22年9月30日現在)	平成23年度中間期 (平成23年9月30日現在)
現金預け金	25,943	35,315
コールローン	29,000	20,000
商品有価証券	86	137
金銭の信託	3,000	3,000
有価証券	355,587	367,145
貸出金	859,129	870,094
外国為替	4,107	3,838
その他資産	4,793	3,056
有形固定資産	14,286	14,474
無形固定資産	743	628
繰延税金資産	5,064	5,233
支払承諾見返	3,309	3,033
貸倒引当金	△9,116	△8,816
資産の部合計	1,295,936	1,317,140

科 目	平成22年度中間期 (平成22年9月30日現在)	平成23年度中間期 (平成23年9月30日現在)
預金	1,206,949	1,223,930
コールマネー	922	689
借入金	2,000	6,640
外国為替	0	—
社債	8,000	8,000
その他負債	4,642	4,288
未払法人税等	178	281
リース債務	1,026	1,257
資産除去債務	116	117
その他の負債	3,321	2,632
賞与引当金	835	823
役員賞与引当金	16	16
退職給付引当金	5,254	5,003
役員退職慰労引当金	148	165
睡眠預金払戻損失引当金	197	203
偶発損失引当金	460	381
再評価に係る繰延税金負債	2,427	2,396
支払承諾	3,309	3,033
負債の部合計	1,235,163	1,255,572
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	8,208	8,208
資本準備金	8,208	8,208
利益剰余金	38,282	39,490
利益準備金	1,791	1,791
その他利益剰余金	36,491	37,699
別途積立金	21,000	21,000
繰越利益剰余金	15,491	16,699
自己株式	△124	△125
株主資本合計	56,366	57,574
その他有価証券評価差額金	2,223	1,857
土地再評価差額金	2,182	2,135
評価・換算差額等合計	4,406	3,993
純資産の部合計	60,772	61,567
負債及び純資産の部合計	1,295,936	1,317,140

科 目	平成22年度中間期 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)	平成23年度中間期 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)
経常収益	12,372	11,794
資金運用収益	10,696	10,316
（うち貸出金利息）	(8,605)	(8,303)
（うち有価証券利息配当金）	(2,041)	(1,961)
役員取引等収益	992	939
その他業務収益	547	153
その他経常収益	136	384
経常費用	10,240	10,353
資金調達費用	911	565
（うち預金利息）	(788)	(442)
役員取引等費用	739	749
その他業務費用	389	114
営業経費	7,463	7,251
その他経常費用	737	1,673
経常利益	2,132	1,440
特別利益	157	4
特別損失	180	75
税引前中間純利益	2,109	1,369
法人税、住民税及び事業税	175	275
法人税等調整額	826	21
法人税等合計	1,001	297
中間純利益	1,107	1,071

中間株主資本等変動計算書

(単位 百万円)

	平成22年度中間期 (平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)	平成23年度中間期 (平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)
株主資本		
資本金		
当期首残高	10,000	10,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	8,208	8,208
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	8,208	8,208
資本剰余金合計		
当期首残高	8,208	8,208
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	8,208	8,208
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	1,791	1,791
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	1,791	1,791
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	21,000	21,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	21,000	21,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	14,594	15,904
当中間期変動額		
剰余金の配当	△ 249	△ 298
中間純利益	1,107	1,071
土地再評価差額金の取崩	38	22
当中間期変動額合計	896	795
当中間期末残高	15,491	16,699
利益剰余金合計		
当期首残高	37,385	38,695
当中間期変動額		
剰余金の配当	△ 249	△ 298
中間純利益	1,107	1,071
土地再評価差額金の取崩	38	22
当中間期変動額合計	896	795
当中間期末残高	38,282	39,490

	平成22年度中間期 (平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)	平成23年度中間期 (平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)
自己株式		
当期首残高	△ 123	△ 125
当中間期変動額		
自己株式の取得	△ 0	△ 0
当中間期変動額合計	△ 0	△ 0
当中間期末残高	△ 124	△ 125
株主資本合計		
当期首残高	55,470	56,779
当中間期変動額		
剰余金の配当	△ 249	△ 298
中間純利益	1,107	1,071
自己株式の取得	△ 0	△ 0
土地再評価差額金の取崩	38	22
当中間期変動額合計	896	794
当中間期末残高	56,366	57,574
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	3,799	1,853
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 1,575	3
当中間期変動額合計	△ 1,575	3
当中間期末残高	2,223	1,857
土地再評価差額金		
当期首残高	2,220	2,158
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	△ 38	△ 22
当中間期変動額合計	△ 38	△ 22
当中間期末残高	2,182	2,135
評価・換算差額等合計		
当期首残高	6,019	4,011
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	△ 38	△ 22
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 1,575	3
当中間期変動額合計	△ 1,613	△ 18
当中間期末残高	4,406	3,993
純資産合計		
当期首残高	61,489	60,791
当中間期変動額		
剰余金の配当	△ 249	△ 298
中間純利益	1,107	1,071
自己株式の取得	△ 0	△ 0
土地再評価差額金の取崩	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 1,575	3
当中間期変動額合計	△ 717	776
当中間期末残高	60,772	61,567

重要な会計方針

(平成23年度中間期)

1 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額のうち、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,574百万円（前事業年度末は5,498百万円）であります。

(追加情報)

当中間会計期間末からキャッシュ・フロー見積法を適用しております。これは、第2四半期会計期間において、当行におけるキャッシュ・フロー見積法を適用するための体制が整備されたことによるものであります。

これにより、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ453百万円減少しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務

その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異

各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生期の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等に伴う費用負担金の支払いに備えるため、過去の負担実績に基づく負担金支払見込額を計上しております。

6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については適及処理を行っておりません。

注記事項

1 中間貸借対照表関係（平成23年9月30日現在）

(1) 関係会社の株式総額 62百万円

(2) 貸出金のうち、破綻先債権額は2,481百万円、延滞債権額は33,246百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

(3) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は60百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

(4) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,781百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

(5) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は38,570百万円であります。

なお、上記(2)から(5)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(6) 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,281百万円であります。

(7) 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券66,124百万円及び預け金55百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金・敷金は190百万円あります。

(8) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付することを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は54,560百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが41,438百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動

産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- (9) 有形固定資産の減価償却累計額 9,453百万円
 (10) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法によっております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,376百万円

- (1) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円が含まれております。
 (2) 社債は、劣後特約付社債8,000百万円であります。
 (3) 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,295百万円であります。

2 中間損益計算書関係（平成23年4月1日～平成23年9月30日）

- (1) 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益137百万円及び償却債権取立益109百万円を含んでおります。
 (2) 減価償却実施額は下記のとおりであります。
 有形固定資産 278百万円
 無形固定資産 128百万円
 (3) 「その他経常費用」には、偶発損失引当金繰入額33百万円、貸出金償却1,207百万円、債権売却損47百万円及び株式等償却299百万円を含んでおります。

3 中間株主資本等変動計算書関係（平成23年4月1日～平成23年9月30日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数 (千株)	当 中 間 会 計 期 間 増 加 株 式 数 (千株)	当 中 間 会 計 期 間 減 少 株 式 数 (千株)	当 中 間 会 計 期 間 末 株 式 数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	389	0	—	390	(注)
合計	389	0	—	390	

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

4 リース取引関係（平成23年4月1日～平成23年9月30日）

1. ファイナンス・リース取引
 所有権移転外ファイナンス・リース取引
 (1) リース資産の内容
 ① 有形固定資産
 主として現金自動預け払い機等であります。
 ② 無形固定資産
 ソフトウェアであります。
 (2) リース資産の減価償却の方法
 重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。
 2. オペレーティング・リース取引
 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
 1年内 97百万円
 1年超 642百万円
 合計 739百万円

5 有価証券関係

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 子会社株式36百万円、関連会社株式26百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

6 1株当たり情報

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

1株当たり中間純利益金額	10.75円
(算定上の基礎)	
中間純利益	1,071百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円
普通株式に係る中間純利益	1,071百万円
普通株式の期中平均株式数	99,623千株

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。